

日野町がすすめる

鉄道資産の保存・展示の整備に

近江鉄道から寄附をいただきました

近江鉄道株式会社は、日野町がすすめる日野駅再生プロジェクトのひとつ、貴重な鉄道資産の保存・展示をおこなう「小さな鉄道ミュージアム」の施設整備に活用してほしいと、9月21日に日野町に対して300万円の寄附をいただきました。

多くの人が交流できる施設として整備するために大切に使用させていただきます。ありがとうございます。



日野駅駅舎竣工を祝い

寄贈いただきました

日野ライオンズクラブは、日野駅駅舎再生竣工を祝って木造駅舎に似合う地元産材を使った木製ベンチ3脚とサイクルハンガー2台を10月1日の竣工にあわせて寄贈いただきました。電車やバスの待ち合いなどに活用させていただきます。ありがとうございます。

わたむきの里福祉会に

配食用小型電気自動車

寄贈されました

わたむきの里福祉会では利用者の方が様々な仕事をしておられます。第1作業所では厨房事業があり、作業所の給食や配食サービスのお弁当をつくり、ひとり暮らしの高齢者の方や希望されたお家へ届けられています。

10月25日(水)には公益財団法人みずほ教育福祉財団から配食用小型電気自動車(ミニカー)が寄贈されました。酒井施設長は「お弁当が届くのを楽しんでいる高齢者の方が多くおられます。障がい者福祉が高齢者福祉を助けていけるよう取り組みたい」と話されました。



# 感雑向綿

2017年12月

日野町長 藤澤直広

今年も師走を迎えました。町民の皆さんのご協力によって、日野駅舎再生プロジェクト、日野中学グラウンド改修、JA日野菜加工場着工など各事業が一步一步進んでいます。台風21号による災害復旧にもとりかかります。

ところで、師走に恒例の流言語大賞の候補に「付度」が選ばれました。辞書には「他人の気持ちをおしはかること」とあります。悪いことではありません。ところが、森友学園の国有地売却、加計学園の獣医学部新設をめぐって「総理のご意向」と官僚が「付度」し行政が歪められたのではないかと「疑惑」があります。おかげで「付度」は悪いイメージになりました。

「疑惑」解明の世論に対し、憲法53条による臨時国会の開催要求には応えず、10月5日の臨時国会は冒頭解散、総選挙後の特別国会も最初は8日間の会期のみと審議に応じず、批判が高まる中で12月9日までとしたら今度は野党の質問時間を削減しようとした。「こまでくると」「付度」

によって行政が歪められたという「疑惑」が深まります。

ところで、予想していた「さらさらない」は流行語大賞の候補になりませんでした。小池百合子都知事が「(民進党議員を希望の党に)全員を受け入れることはさらさらない」という発言で話題になりました。そして希望の党結党から50日、党首辞任に至りました。

憲法97条に「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とあるように長い歴史の中で人々の努力によって獲得したものであり「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない(憲法12条)」ものです。だからこそ、国民主権、民主主義の土台である国会での議論は重要です。戦前の軍国主義国家から民主主義国家へ二度と戦争をしないと誓った憲法を変えることを国民の多くは「さらさら」望んではいません。国民の思いをしっかり「付度」し憲法が暮らしに生きる政治を実現するために力を合わせましょう。

新しい年はすぐそこまで。町民の皆さん良いお年を。

# マイナンバー(個人番号)カードで 便利な「コンビニ交付サービス」をご利用ください

## コンビニ交付サービスとは？

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、コンビニエンスストアのマルチコピー機から証明書を取得できるサービスです。夜間や休日でも利用時間内であれば、簡単な端末操作で取得できます。

## 利用時間

午前6時30分～午後11時00分(年末年始とシステム等休止日除く)

## 対象コンビニエンスストア

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートおよびサークルKサンクスのマルチコピー機設置店舗で利用できます。ただし、機器メンテナンス等の保守点検のため、サービスを停止する場合があります。

## 対象の証明書

- 住民票の写し(現在のもの)
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 町・県民税 所得証明書(前年分のもの)
- 町・県民税 課税(非課税)証明書(現年度のもの)

※印鑑証明および税証明の発行は、本人のものに限りませす。

※税証明は、毎年6月ごろに新しい年度のものに切り替わります。また、町・県民税の申告をされていない「未申告」の方については、コンビニ交付はできませんので、税務課で手続きをしてください。

## 交付手数料

1通 200円

## 差出有効期限切れの 返信用封筒はそのまま お使いいただけます

「通知カード」および「個人番号カード交付申請書」と一緒にお届けしている個人番号カード交付申請書の送付用封筒(返信用封筒)については、差出有効期限が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずに、そのまま使用することができます。

また、マイナンバーカード総合サイト上で、印刷して利用できる封筒様式が掲載されています。

## コンビニでの 証明書交付のポイント

コンビニ交付の利用には、利用者証明用電子証明書付のマイナンバーカード(個人番号カード)と、カード取得時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

## マイナンバーカードは 無料で取得できます

マイナンバーカードは、郵便またはパソコン、スマートフォンなどを使って無料で申請できます。申請してから約1か月後に、交付通知書がき



が届きますので、必要書類を持って住民課窓口までお越しください。

なお、本人であることを証明する大切なカードですので、カードの受け取りはご本人の来庁をお願いしています。詳しくは住民課にお問い合わせください。

マイナンバーカード(個人番号カード)は、顔写真付きの公的な身分証明書として利用可能です。また、マイナンバーを提示する手続きでは、このカード1枚でご自身のマイナンバーを証明できます。

## ■問い合わせ先■

○住民票・印鑑登録証明書、マイナンバーカード(個人番号カード)申請  
に つ い て

住民課 住民担当

☎07485276571

○税証明について

税務課 住民税担当

☎07485276570

○マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbangou-card.go.jp>